二　土壌汚染対策法第四条第三項又は第五条第一項の命令に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
三　土壌汚染対策法第七条第一項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認
82‖［略］
83‖［略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

2～9‖［略］

10‖法別表第三の四の二の項の総務省令で定める事務は、地方自治法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

11‖法別表第三の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

12‖法別表第三の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

13～21‖［略］

22‖法別表第三の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給を受けている指定難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二～四　略］

五　指定難病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

［六～十二　略］

23～31‖［略］

32‖法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十四　略］

十五　小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

［十六～二十七　略］

33～39‖［略］

40‖法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第一項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　社会福祉士及び介護福祉士法附則第十一条第二項の登録に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

68‖［同上］
69‖［同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

2～9‖同上］

［新設］

10‖法別表第三の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

11‖法別表第三の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

12～20‖［同上］

21‖法別表第三の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給を受けている指定難病の患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二～四　同上］

五　指定難病要支援者証明事業（難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項に規定する指定難病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

［六～十二　同上］

22～30‖［同上］

31‖［同上］

［一～十四　同上］

十五　小児慢性特定疾病要支援者証明事業（児童福祉法第十九条の二十二第四項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

［十六～二十七　同上］

32～38‖［同上］

［新設］